

お客様各位

## 1993年以前製造の計測機器（PCB含有懸念）の処置について

株式会社フジクラ・ダイヤケーブル  
技術部熊谷技術 G



平素は弊社の製品をご利用頂き誠にありがとうございます。

絶縁油入り電気機器は、製造年および油の封入方法によっては、意図せぬ低濃度（微量）のPCB混入により汚染されている可能性があり、混入が確認された場合には、他のPCB絶縁油入り電気機器と同様に、「電気事業法」、「廃棄物処理法」および「PCB特別措置法<sup>※1</sup>」に基づいて適切に処置をする必要があります。

※1)特別措置法による低濃度PCB廃棄物の処分期限は令和9年（2027年）3月31日まで

弊社製品に関しましては、1990年以前に製造した密閉式コンデンサ・高圧コック<sup>※2</sup>を含む機器、および1993年以前に製造した変圧器、リアクトルの絶縁油に意図せぬ低濃度（微量）のPCBが混入している可能性が否定できません。

つきましては、下記【対象製品<sup>※3</sup>】をお持ちのお客様におかれては速やかに油の分析とPCB混入有無の確認をお願い致します。

※2)ニチコン製のコンデンサ・高圧コックにつきましては2000年（平成12年）7月に電気絶縁油（JIS C 2320）を使用した一般産業用変圧器の一部から極微量のPCBが検出されたとの事例報告が一般社団法人日本電機工業会（JEMA）にあり、2004年3月以前に生産された個々の油入機器については混入無の証明書を発行することは出来ません。

※3)対象製品のメーカー名は三菱電線工業株式会社もしくは大日日本電線株式会社となりますのでご注意ください。

混入が確認された場合には上記法規に従い、期限までに適切に処理して頂けます様、お願い申し上げます。なお、製造年が不明な場合、当社まで製造番号をお知らせ頂ければ、対象となるか否かをご回答いたします。

### 【対象製品】

[以下、密閉式コンデンサ・高圧コック使用機器]

直流絶縁試験機	DC-60, DC-100, DC-200, DCG-25B, DCG-60, DCG-100, DCG-200 E004, E006, E007, E030, E031, E032, E033
事故点測定器	DCG-10, DCG-40E, DCG-50E, DCG-60E, DCG-70E, DCG-30B, DCG-60B, DCG-100B, DCG-15F/1, DCG-15F/2 L610, L620, L621, L622, L623, L630, L631, L632, L640, L641
訓練装置	DMC-5, DMC-5C, DMC-10, DMC-30, Q010

部分放電測定器 AC10K2000P, AC15K1000P, AC20K2000P, AC30K1000P, AC30K2000P  
AC50K2000P, AC70K2000P, DC80K2000P, DC200K1000P, AC100K2000P  
AC3K100000P, D400, D401, D402, D403, D404, D405, D406, D407, D408  
D409, D410

[以下、変圧器、リアクトル機器]

交流試験用変圧器 “ACG” で始まる製品

可変補償リアクトル “VX” で始まる製品

以上